

秋田市農委公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第1項の規定により、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求め、および募集を行うので、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年2月27日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 区域および人数

区 域	地 区	募集人数
第3区域	上北手、南ヶ丘地区	1人

2 任用期間

令和7年4月18日から令和8年7月19日まで

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

担当区域における現場活動（農地の現地確認および調査、農地所有者および耕作者との面談等）を担当する。

このほか必要に応じて農業委員会総会等に出席する場合もある。

(1) 主な業務

- ア 担い手への農地の集積・集約化
- イ 耕作放棄地の発生防止・解消
- ウ 新規参入の促進等に伴う現地での調査
- エ 指導および監視業務
- オ 地域計画の推進

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和

22年秋田市条例第4号)に基づき支給する。

農地利用最適化推進委員	委員	月額 31,000円
		日額 10,000円
		年額 国からの交付金の範囲内で活動時間に応じた額

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に関する手続き等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を記入し、提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出すること。

(3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送により提出すること。

8 推薦・募集期間

令和7年3月3日（月）から同月31日（月）まで。持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、3月31日（月）必着

9 選考方法

秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類を基に選考する。

結果については、4月中旬までに秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および募集に関する書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市農業委員会事務局（本庁舎4階）

電話 018-888-5796

11 その他

(1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。

(2) 提出書類に記載された個人情報 は適正に管理し、農地利用最適化推進委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦書および候補者応募申込書は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口又はホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
秋田市農業委員会 事務局	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（本庁舎 4階）	018-888-5796
河辺市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

秋田市農地利用最適化推進委員推薦・応募ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>

注 上記の秋田市ホームページのサイト内検索欄に「1043695」と入力して検索